

番 号：諮問第173号

答申日：平成31年3月20日

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年8月5日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年10月1日付け海建管第09110001号で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成27年10月9日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

「現に公図訂正申出書訂正後の土地所在図に記載する隣接外字北原地域に該当する土地に隣接しない地名と地番を記載して、土地所有者の承諾書を添付しているため、地番の移動ができる根拠となる証拠原本」の開示請求に対する実施機関の「作成又は取得していない」による非開示決定の回答は、行政処分に矛盾する。即刻取り消し、無効とすべきである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

異議申立人から提出された当初の公文書開示請求書には、「証拠の原本開示」と記載があったため、補正通知により、異議申立人に具体的な公文書の確認を行ったところ、「①、②双方に記載のある〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇字東山地番が移動できる根拠又は証拠原本開示」との補正があった。

「①」とは、実施機関で保管している平成13年1月18日起案海建第7110号であるが、当該起案には、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇字東山地番が移動できる根拠又は証拠は存在しないことから「作成又は取得していないため」の理由により、非開示決定を行った。

なお、「②」とは、和歌山地方法務局宛公図訂正申出に係る決裁一連文書であり、②に係る文書についても非開示決定を行っているが、本件異議申立ての対象とはなっていない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権

利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

## 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は実施機関で保管している平成13年1月18日起案海建第7110号に記載のある〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇の各字東山の地番が移動できる根拠又は証拠を請求していると認められる。

実施機関の説明によると、当該起案は、字東山の公図訂正に係る書類ではなく、同起案中には、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇の各字東山の地番が移動できる根拠又は証拠は存在せず、「作成又は取得していない」との理由により非開示決定を行った旨説明する。

実施機関の説明から、本件対象公文書を「作成又は取得していない」との主張は、特段不合理ではなく、また同起案以外に請求内容を満たす書類が存在することをうかがわせる事情もない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

## 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成27年10月30日	○諮問（実施機関）
平成27年12月7日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成29年3月16日	○審議
平成29年4月25日	○審議
平成30年5月29日	○審議

平成 30 年 8 月 16 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成 31 年 2 月 12 日	○審議
平成 31 年 3 月 6 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 27 年 8 月 5 日	13 年公図訂正後の土地所在図に字東山〇〇〇〇-〇、 〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇と記載する根拠の原本開示。
平成 27 年 9 月 11 日 (補正後)	①、②双方に記載のある〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、 〇〇〇〇-〇字東山地番が移動できる根拠又は証拠原本 開示。